

第 2 2 保安検査 (法第 1 4 条の 3)

保安検査についての具体的内容は危政令第 8 条の 4 によるほか、次によるものである。

1 保安検査

法第 10 条第 4 項の技術上の基準について検査するものである。

なお、保安検査には、定期的に検査を受ける定期保安検査と、不等沈下等の事由が生じた場合に検査を受ける臨時保安検査がある。

2 定期保安検査

(1) 検査対象施設

ア 容量 10,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

イ 危政令第 8 条の 3 に規定する移送取扱所 (以下「特定移送取扱所」という)

(2) 検査内容

【昭 50.5.20 消防予第 52 号通知、昭 52.3.20 消防危第 56 号通知、昭 54.4.18 消防危第 42 号通知、昭 54.12.25 消防危第 169 号通知、平成 2.3.31 消防危第 28 号通知、平 12.8.24 消防危第 93 号通知、平成 15.3.28 消防危第 27 号通知】

下記の事項を検査するものである。

ア 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

その構造及び設備に関する事項

イ ア以外の屋外タンク貯蔵所

(ア) タンク底部 (地中タンクにあっては漏液防止板の部分) の板の厚さに関する事項

(イ) タンク底部 (地中タンクにあっては漏液防止板の部分) の溶接部に関する事項

ウ 特定移送取扱所

その構造及び設備に関する事項

(3) 検査の時期

ア 次により実施する。

(ア) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

設置の完成検査日又は前回の保安検査日から原則として 10 年を経過する日までの前後 1 年間。

(イ) 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所

設置の完成検査日又は前回の保安検査日から原則として 13 年を経過する日までの前後 1 年間。

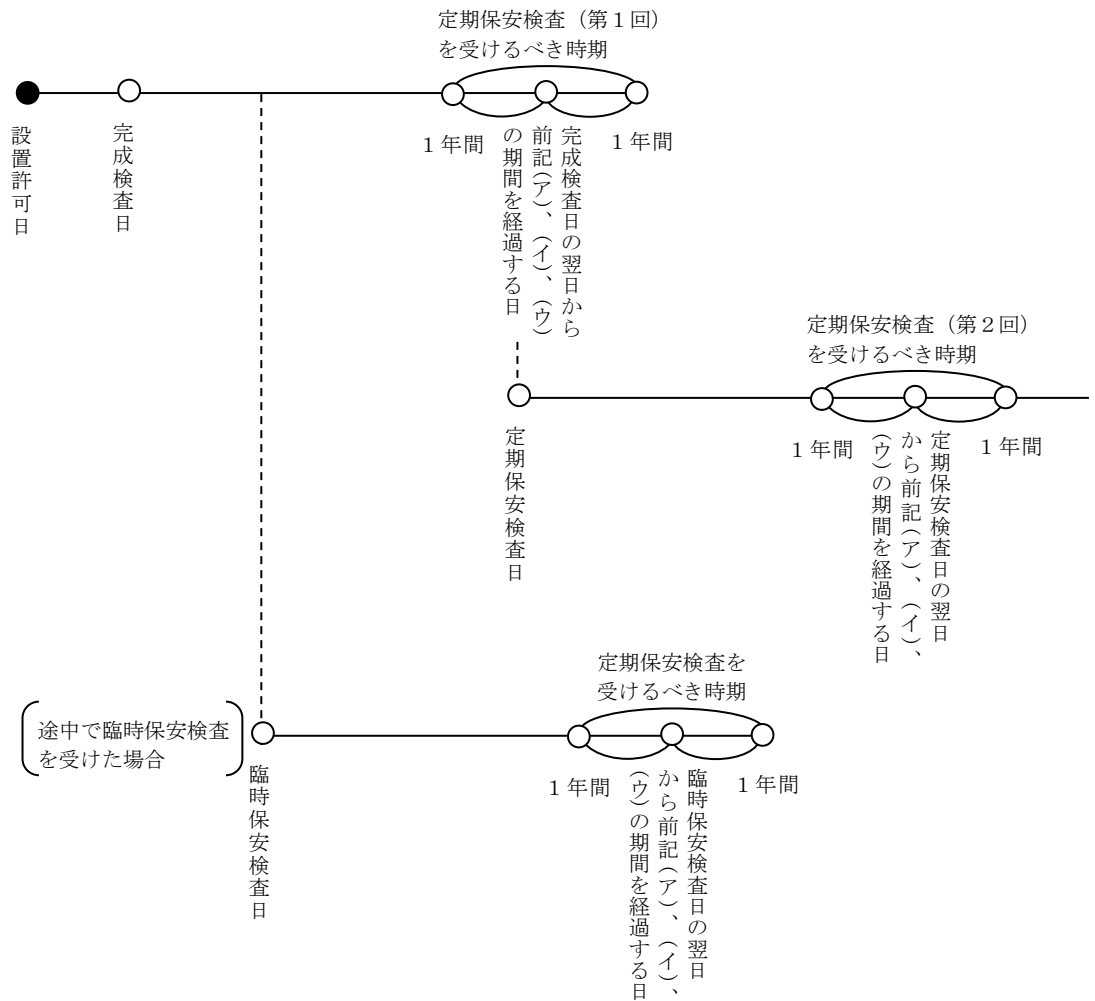
(ウ) ア、イ以外の屋外タンク貯蔵所

設置の完成検査日又は前回の保安検査日から原則として 8 年 (※ 1、2) を経過する日までの前後 1 年間。

※ 1 危省令第 62 条 2 の 2 で定める保安のための措置を講じた屋外タンク貯蔵所にあ

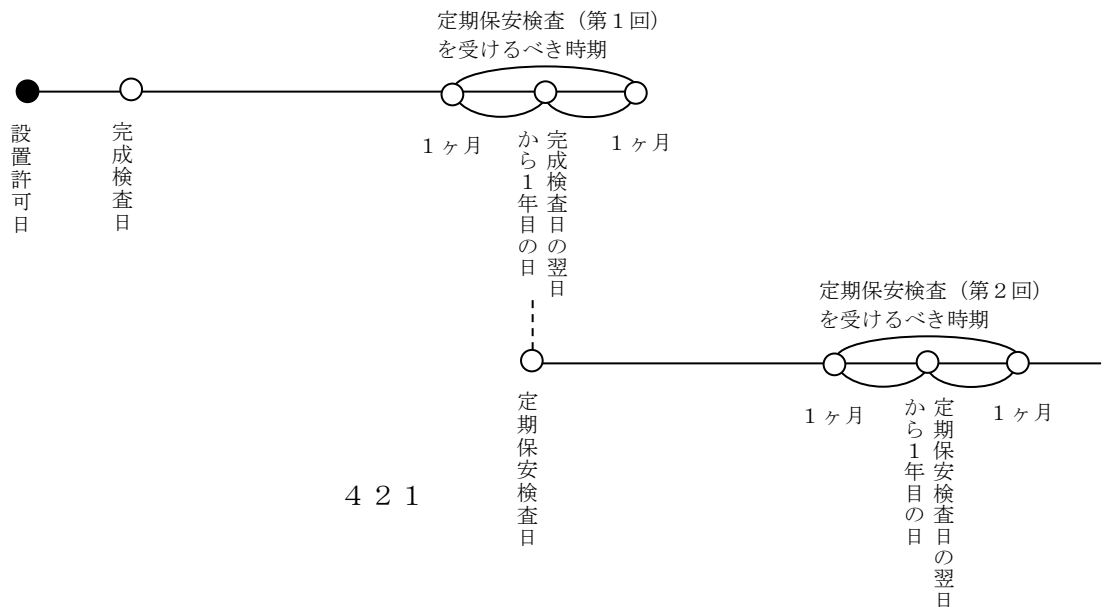
っては、当該措置に応じ同第62条の2の3で定める10年又は13年のいずれかの期間。【平6.9.1 消防危第73号通知、平6.9.1 消防危第74号通知】

- ※ 2 昭和52年政令第10号の改正以前の屋外タンクにあっては、危政令附則（平成15年政令第132号）に基づく保安時期に関する経過措置がある。【平成15.12.17 消防危第132号通知、平成16.3.31 消防危第42号通知】



(工) 特定移送取扱所

設置の完成検査日又は前回の保安検査日から原則として1年を経過する日までの前後1ヵ月間。



イ 定期保安検査を受けるべき時期の特例

定期保安検査の実施時期の変更については、次の事由によるもので市長が認めた場合とする。

なお、時期の変更には繰上げと延期とがあるが、災害その他非常事態の発生に伴い変更工事が長期化した場合等特別の事情がある場合を除き延期は認めないものとする。

(ア) 地震の発生又はタンクやパイプラインから危険物の漏えい、タンク火災等「災害その他非常事態」が生じた場合

(イ) 屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において保守管理計画の変更等「保安上の必要性」が生じた場合

(ウ) 取り扱う危険物の種類を変更する場合、又は一定の期間施設を使用しない等「使用の状況又は使用計画」に変更が生じた場合【昭58.12.13 消防危第130号通知】

3 臨時保安検査

(1) 検査対象施設

特定屋外タンク貯蔵所

(2) 検査の内容

下記の事項を検査するものである。

ア 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

その構造及び設備に関する事項

イ ア以外の屋外タンク貯蔵所

(ア) タンク底部（地中タンクにあっては漏液防止板の部分）の板の厚さに関する事項

(イ) タンク底部（地中タンクにあっては漏液防止板の部分）の溶接部に関する事項

(3) 検査を受ける事由

ア 岩盤タンク及び地中タンク

(ア) 想定される荷重を著しく超える荷重が加えられる。

(イ) 危険物又は可燃性蒸気の漏えいのおそれがあると認められる。

イ ア以外の屋外タンク貯蔵所

タンクの直径に対する不等沈下の数値の割合が百分の一以上である。